



第 4 章

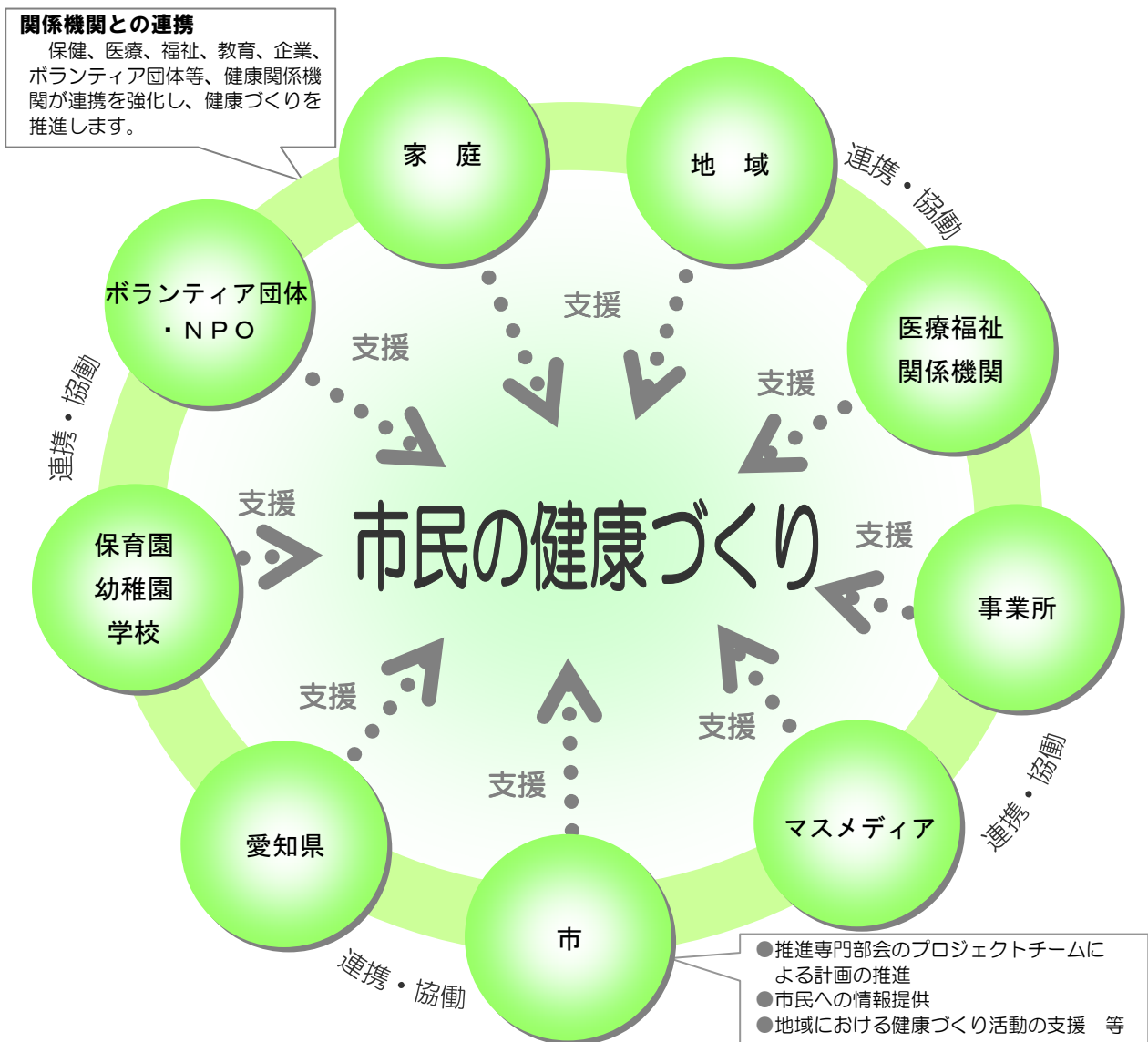
計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、基本理念の実現に向けて、市民や地域、学校、団体、企業、行政等市全体が一体となって健康づくりを進めていくものです。総合的かつ効果的に計画を推進するため、それぞれの役割を明確にするとともに、連携・協働し、取り組みをすすめます。

本市においては、健康づくりに関する確かつタイムリーな情報を提供し、市民の健康意識の向上を図り、普及啓発活動を推進するとともに、健康関係施設を活用することにより、さらなる地域活動組織の支援をはじめ、さまざまな健康づくり事業の推進を図ります。

また、本計画を広く市民に浸透させるとともに、健康づくりを行える環境の整備について、推進専門部会を設置し、その中で分野毎のプロジェクトチームにより担当部局が協力し、計画の推進に取り組みます。



2 計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するためには、“PDCAサイクル”[計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)]を確立し、継続的に計画の進行管理を実施していく必要があります。

(1) 計画の進行管理体制

定期的な評価と計画の改善に向けた協議を行う体制として、健康日本21計画では関係機関・団体等により構成する「地域保健対策協議会」において、食育推進計画では「食育推進会議」において、計画で設定した指標や取り組み内容をもとに、事業内容の点検・評価を行うとともに、次年度の実施事業や取り組みの重点目標を検討し、計画の進捗管理を行います。

(2) 計画の評価

健康日本21計画及び食育推進計画は、施策分野毎に評価指標と目標値を設定し、それらの指標が達成できるよう、毎年取り組み内容の点検・評価を行っていくものとします。

そして、計画の中間年度に当たる平成30年度には実態を把握・評価し、その結果を基に社会情勢の変化等を加味し、目標や取り組みの見直しを行います。さらに、平成35年度には最終評価を行います。